

事業名	土地利用促進費	財務コード (事業)	002502
-----	---------	---------------	--------

細事業名	遊休土地利用促進市町村事務費交付金
------	-------------------

担当部課室	企画県民 部 企画 課 地域政策 担当 (内線)	1284
-------	--------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 S60 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 国土利用計画法に基づく事後届出の あった土地	その対象をどのような状態にして 当該土地が有効活用されているか確 認がなされている	結果、何に結びつけるのか 遊休土地の有効かつ適切な利用促進
	事業の内容 ※主に 23年度 ○国土利用計画法第28条の規定に基づく遊休土地の認定を行うに際し、現地調査を行う市町村に対し、交付金を交付する。 ○交付先:遊休土地認定の現地調査を行う市町村 ○交付額:均等割額 ○認定条件 ・国土利用計画法に定める面積以上 ・所有者が取得後、2年を経過 ・未利用 ・当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要がある場合 ○平成23年度実績 ・調査実施市町村:13市町村 ・遊休土地調査:39件 ・認定件数: 0件		
根拠法令等	・国土利用計画法 ・山梨県土地利用規制等対策費交付金交付要綱		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 調査状況(市町村 の現地調査) ・実施市町村数 ・遊休土地調査件 数 活動指標達成率 (実績値/目標値)	16 67件	13 39件	13 39件	13 39件	0件	目標設定の考え方 ・前々年度の国土利用計画法の事 後届出がされた市町村数 データの出典等 ・調査結果
	/		%		/	
成果指標 成果指標達成率 (実績値/目標値)	/		%		/	
	/		%		/	
決算額、予算額 (千円) うち一財額	149	149	149	150	0	成果指標によらない成果 調査実施により、遊休土地の認定を行う にあたっての現状を的確に把握すること ができ、未利用地の有効活用の促進を 図ることが可能。
所要時間(直接分)	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	0 時間	
所要時間(間接分)	8 時間	8 時間	8 時間	8 時間	0 時間	
所要時間計	32 時間	32 時間	32 時間	32 時間	0 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	65	65	65	65	0	

III これまでの事業の見直し・改善状況

■なし
-----

#### IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること ・国土利用計画法に基づく土地取引のあった土地が有効活用されているかの調査であり、当該土地の現地調査を市町村に依頼し、結果の報告を求める為、調査の未実施はない。よって、活動指標達成率は100%となる。
	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること ・本制度は、国土法に係る届出がされた土地で、取得後2年を経過している物件について、現在未利用な状況にあるものの活用促進を図るもの。 ・平成元年～平成7年に計6件の認定案件あるが、平成8年以降は認定案件はない。従前の認定案件についても未利用な状況は解消されている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

#### V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正はないが、国からの平成20年3月31日付け事務連絡により、実施及び結果報告については、地方自治体の自主的な判断に委ねられている。</li> <li>・近年においては、目的を持った土地購入が大半であり、遊休土地の認定となる案件は実体としてなく、市町村による現地調査により、調査終了となっているのが現状である。</li> <li>・地価の下落傾向が続く状況において、土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要性が薄れている。</li> <li>・近年の調査実績、不動産市況等勘案するなか、本件については、現段階では休止として問題ないものと思料する。</li> </ul>	d

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

#### VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
休止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度は、近年の調査実績、不動産市況等を勘案した結果「休止」とする。</li> <li>・今後、景気が好転し、バブル期のような投機的な土地取引等が行われる場合には、本制度を再開し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。</li> <li>・休止期間中に置いて、遊休土地として認定される案件については、個別に対応を協議していく。</li> </ul>

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。